

不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の「変更」の登録

手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第 27 条第 1 項		
手続対象者	宮城県知事登録の不動産鑑定業者で次の登録事項に変更があった者 ① 名称又は商号 ② 個人であるときはその氏名，法人であるときはその役員の氏名 ③ 事務所の名称及び所在地 ④ 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
提出時期	変更があったとき遅滞なく。		〔法第 27 条第 1 項〕
手数料	なし		

【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	変更登録申請書	別記様式第九 〔法施行規則第 31 条〕	○	○

< 法人の役員の増員若しくは交代による場合 〔法第 27 条第 2 項〕 >

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	変更登録申請書	別記様式第九 〔法施行規則第 31 条〕	○	—
2	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書 〔法第 23 条第 2 項第 3 号〕 代表者変更の場合：「当社は」及び「私共役員は」（役員 1 名の場合「私は」） 役員のみ変更の場合：「私共役員は」（役員 1 名の場合「私は」）	○	—

< 事務所の新設による場合 〔法第 27 条第 2 項〕 >

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	変更登録申請書	別記様式第九 〔法施行規則第 31 条〕	○	○
2	法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面	専ら当該事務所における勤務を命じたことを証する書面（辞令，異動通知等の写し） 〔法第 23 条第 2 項第 4 号〕	○	○

提出部数	正本一通及び副本二通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。） 〔法に基づく公告の方法及び書類の提出部数を定める規則第 3 条〕
提出・問い合わせ先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 Tel 0 2 2 - 2 1 1 - 2 4 4 1

【備考】

- 専任の不動産鑑定士として従事する事務所の名称や所在地が変更した場合は，別途国土交通省（東北地方整備局）へ不動産鑑定士の変更登録の申請も必要になります。